

提出書類一覧

主な提出書類			領収書等に記載すべき事項					
			①支払日付	②金額	③摘要（支払内容）	④支払者（宛名） ※受贈者又は親権者	⑤支払先の氏名(名称)	⑥支払先の住所(所在地)
支払方法等	1	領収書 ・支払先が発行した領収書	領収日	領収金額	但し書き ※「保育料」「授業料」等の記載 ※学校等以外への支払の場合、例：「〇月分〇〇料として（△回又は▲時間）」の記載が必要 【記載漏れがあった場合】 ※学校等への支払の場合、受贈者が補記し、署名・押印することも可 ※学校等以外への支払の場合、支払先が記載した上で、押印が必要	領収書の宛名	領収書の発行者(先)	領収書発行者(先)の住所(所在地) 【記載漏れがあった場合】 ※学校等への支払の場合に限っては住所（所在地）の記載がなくても補記を求めない ※学校等以外への支払の場合、受贈者が補記し、署名又は押印することも可
	2	振込 【銀行等での振込の場合】 ・振込依頼書兼受領書（学校等が作成したものを含む） 【ATMでの支払の場合】 ・ATMの利用明細 【インターネットバンキングでの支払の場合】 ・インターネットバンキングの振込完了画面を印刷した書面	振込指定日	振込金額	— ※学校等以外への支払の場合、例：「〇月分〇〇料として（△回又は▲時間）」の記載が必要 【記載漏れがあった場合】 ※学校等への支払の場合、受贈者が補記し、署名・押印することも可 ※学校等以外への支払の場合、支払先が記載した上で、押印が必要	振込依頼人名	振込受取人名	振込受取人の住所 【記載漏れがあった場合】 ※学校等への支払の場合に限っては住所（所在地）の記載がなくても補記を求めない ※学校等以外への支払の場合、受贈者が補記し、署名又は押印することも可
	・支払先が発行した振込に係る依頼文書 ※振込依頼書兼受領書・ATMの利用明細等では記載すべき事項が全て確認できない場合に提出が必要			※振込依頼書兼受領書・ATMの利用明細等に記載のない事項について、当該文書の提出が必要。				
3	□座引落 (□座振替) ・引落口座の通帳コピー及び ・□座振替依頼書（支払先が発行した引落依頼文書を含む） ※通帳コピーだけで記載すべき事項が確認できる場合は□座振替依頼書の提出は不要	引落日 (明細ページ)	引落金額 (明細ページ)	支払明細 (明細ページ) ※「保育料」「授業料」等の印字 【記載漏れがあった場合】 ※学校等への支払の場合、通帳コピーに受贈者が補記し、署名・押印することも可 ※学校等以外への支払の場合、支払先が記載した上で、押印が必要	通帳名義名 (表紙等)	学校等の名称 (明細ページ) ※「〇〇小学校」「▲▲高等学校」、塾等の名称の印字	— 【記載漏れがあった場合】 ※学校等への支払の場合に限っては住所（所在地）の記載がなくても補記を求めない ※学校等以外への支払の場合、受贈者が補記し、署名又は押印することも可	
※通帳コピーに記載のない事項について、当該文書の提出が必要。								

提出書類一覧

主な提出書類		領収書等に記載すべき事項						
		①支払日付	②金額	③摘要（支払内容）	④支払者（宛名） ※受贈者又は親権者	⑤支払先の氏名(名称)	⑥支払先の住所(所在地)	
(支払方法等)	4 クレジット カード	<ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカードの利用明細 (WEBの場合はWEBの利用明細画面を印刷した書面) ※領収書等に記載すべき事項に該当しない箇所(教育資金以外の利用明細等)については、塗りつぶして提出することも可能。 	カード利用日	カード利用額	カード利用内容 <small>※学校等以外への支払の場合、例：「〇月分〇〇料として(△回又は▲時間)」の記載が必要 【記載漏れがあった場合】 ※学校等への支払の場合、受贈者が補記し、署名・押印することも可 ※学校等以外への支払の場合、支払先が記載した上で、押印が必要</small>	カード利用者	カード利用先	—
		<ul style="list-style-type: none"> ・引落口座の通帳コピー 	本制度における支払日付は、カード利用日であって引落日ではない。 <small>※利用明細に書かれた引落日との一致は必要。</small>	引落金額 (明細ページ) <small>※利用明細のカード利用額(合計額)との一致が必須</small>	—	通帳名義 (表紙等) <small>※利用明細のカード利用者と異なっても、受贈者又は親権者であれば可能</small>	カード会社名 (明細ページ) <small>※利用明細のカード会社名との一致が必須</small>	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・支払先が発行した引落依頼文書等 ※通帳コピー等では記載事項が全て確認できる場合には提出が不要 	※クレジット利用明細に記載のない事項について、当該文書の提出が必要。						
5	月謝袋	<ul style="list-style-type: none"> ・月謝袋 ※再利用する場合は、コピー提出可 	領収書(上記1)の記載事項と同様					
		<ul style="list-style-type: none"> ・支払先が発行した支払依頼文書 ※月謝袋では記載すべき事項が全て確認できない場合に提出が必要 	※月謝袋に記載のない事項について、当該文書の提出が必要。					
6	業者 への支払	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書等 	上記1～5を参照 ※記載事項に不備がある場合の修正・追記及び押印は、領収書等の発行元が行う。					
		<ul style="list-style-type: none"> ・学校等の書面 年度や学期の始めに配布されるプリントや「学校便り」「教科書購入表」等、学校が業者を通じての購入や支払を依頼するもの ※領収証等と併せて提出が必要 	※書面には「学校等の名称」「用途・費目」の記載が必須					

1. 領収書

※これは、要件を満たしているかどうかの確認のために具体的に例を示したものであって、様式を限定するものではありません。

【提出書類】

- ・領収書等
- ・学校等の書面（年度や学期の始めに配布されるプリント、学校便り、教科書購入票、シラバス等、学校が業者を通じての購入を保護者に依頼しているもの）
※業者への支払の場合、領収書等と併せて提出要。

領収書事例 ～学校等が発行した領収書～

領収書のみで提出が可能なもの

④支払者（宛名）
原則受贈者名。ただし、保護者等の名義での発行は可。名字の記載だけでも可。（注：兄弟の教育費をまとめて記載している等、一人あたりの教育費の金額が不明確な場合は、誰の分の教育費が分かるよう、フルネームでの記載が必要です。）

①支払日付
何年分か判断するため、記入必須。

②金額

④ 文部 花子 様
No.1234567
①平成25年10月10日

領収書

②¥20,000-

③但し、〇〇〇〇〇代金として

印紙

⑧内訳
税抜金額 〇〇〇〇円
消費税額(%) 〇〇%

⑤学校法人 ○×学園
⑥東京都千代田区丸の内1-2-3 社
⑦

③摘要（支払内容）
支払内容が確認できること。できない場合、支払内容がわかる文書を併せて提出して補完することも可。
※支払先が学校等で、摘要に記載漏れがあった場合には、受贈者が補記し、署名又は押印することも可。

内訳記載なしでも受入れは可。

領収書に押印がない場合でも受入可。

⑤支払先の氏名（名称）
⑥支払先の住所（所在地）
支払先が学校等の場合は、住所（所在地）がなくても補記は不要。

領収書事例～支払証明書～

⑤ BRITISH
OOOOOOOO

(学校名)

⑥ British OOOOOO
1-2 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, 123-4567 Japan
Tel 03-1234-5678

2013年9月10日

⑤⑥で支払先の氏名及び支払先の住所を確認する。

⑤支払先の氏名(名称)

⑥支払先が学校等の場合は、住所(所在地)がなくても補記は不要。

授業料支払証明

私共ブリティッシュOOOOOOは、下記受講生が英語コースへの授業料の納付を済ませたことを証明いたします。

受講生氏名: ④ 文部 花子

金額: ② 85,050円(授業料) 税込

納金日: ① 2013年9月7日

支払方法: クレジットカード

コース名: ③ コミュニケーション英語 準中級2ndクラス 土曜日14:00~17:00

期間: 2013年9月7日-2013年11月27日

④支払者(宛名)

原則受贈者名。ただし、保護者等の名義での発行は可。名字の記載だけでも可。
(注:兄弟の教育費をまとめて記載している等、一人あたりの教育費の金額が不明確な場合は、誰の分の教育費が分かるよう、フルネームでの記載が必要。)

①何年分の支払か確認 支払日付

②金額

③摘要(支払内容)

英国 花子
オペレーション・オフィサー

Hanako Eikoku
Operations Officer

支払方法はクレジットカードとなっているが、英語学校が支払証明書を発行しているため、クレジットカード払い時に必要な利用明細と通帳コピーは不要。
(領収書の扱いと同様)

学費等証明書

2013年度春学期の学費等は下記のとおりであることを証明します

学籍番号	1Y11F005
学生氏名	文部 花子
所属	理工学部

④支払者(宛名)

原則受贈者名。ただし、保護者等の名義での発行は可。名字の記載だけでも可。(注:兄弟の教育費をまとめて記載している等、一人あたりの教育費の金額が不明確な場合は、誰の分の教育費が分かるよう、フルネームでの記載が必要です。)

(単位:円)

2013年度 春学期	2013年5月1日納入済
授業料	560,000
教育環境整備費	125,000
実験実習料	54,500
合計	739,500

③摘要
(支払内容)

①支払日付

②金額

大学が発行している学費の証明書
学生氏名と受贈者氏名の一致、年度を確認
大学名・住所の記載あり。

⑥支払先が学校等の場合は、住所
(所在地)がなくても補記は不要。

2013年6月7日

東京都千代田区霞が関3-2-2

〇〇〇大学財務部経理課

理 大 〇
学 〇
部 〇
印 〇

⑤支払先の氏名(名称)

領収書事例～学校等以外が発行～

【提出書類】
・領収書等

** 領 収 書 **

⑤〇△□スポーツクラブ

⑥住所：〇〇〇市△△△区□□□町1-2-3

①2016/6/15

④支払者（宛名）

原則受贈者名。
ただし、保護者等の名義での発行は可。名字の記載だけでも可。
(注：兄弟の教育費をまとめて記載している等、一人あたりの教育費の金額が不明確な場合は、誰の分の教育費か分かるよう、受贈者のフルネームでの記載が必要。)

④ モンブ ハナコ 様

③スイミング初級コース(27年6月分) 1

5,000

合計 ②5,000
(内 消費税額 円)

大切に保管してください。

②金額

③摘要（支払内容）

「〇月分△△料として」等、対象年月・支払内容の確認ができること。
記載漏れがあった場合には、支払先が補記し、押印する。又は支払内容が記載された資料を添付することも可。

⑤支払先の氏名（名称）
⑥支払先の住所（所在地）

支払先の氏名又は名称、住所又は所在地の記載があるか。住所の記載漏れがあった場合には、支払先又は受贈者が補記し、署名又は押印する。又は支払先住所（所在地）が記載された資料を添付することも可。
※学校等以外の場合、住所（所在地）は必須。

2. 振込～学校等への支払の場合～

※これは、要件を満たしているかどうかの確認のために具体的に例を示したものであって、様式を限定するものではありません。

【提出書類】

- ・領収書 振込金受領書 ATM利用控 インターネットバンキングの完了画面を印刷した書面等、振込時に金融機関等が発行する書類
- ・学校等が発行した振込依頼文書(振込金受領書等だけでは記載事項が全て確認できない場合に提出)

領収書事例 ～銀行窓口振込分～
領収書のみで非課税対象分と判断できるケース

領 収 書									
○×大学在学学生学費等									
金額	②	¥	7	5	5	0	0	手数料	
振込先	〇〇〇〇〇		銀行		△△△△△		支店		
受取人	⑤○×大学		理工学部		口座番号	1234567			
学生氏名	⑦文部 花子								
学生番号	123A45678								
依頼人氏名	④文部 太郎 様								
(本人保管)									
上記の金額を領収いたしました。									
(注意)									
〇〇〇〇									
①出納判 2013/9/10 〇〇銀行 ××支店									
⑥学費についてのお問い合わせ先 〒123-4567 東京都千代田区霞が関3-2-2 ○×大学財務部〇〇課(学費係) Tel 03-1234-5678									

②金額

⑤支払先の氏名(名称)
支払先の氏名又は名称の記載があるか。

③摘要(支払内容)
支払項目が非課税対象項目か確認。
記載漏れがあった場合には、受贈者自身が記載し、受贈者が署名又は押印をすることも可。

⑦受贈者名
受贈者の口座名義と同一であることを確認。

④支払者(宛名)
原則受贈者名。ただし、保護者等の名義での発行は可。
名字の記載だけでも可。(注: 兄弟の教育費をまとめて記載している等、一人あたりの教育費の金額が不明確な場合は、誰の分の教育費か分かるよう、フルネームでの記載が必要。)

①支払日付
何年分か判断するため、振込日の日付表示は必須。

⑥支払先の住所(所在地)
支払先が学校等の場合には、住所(所在地)がなくても補記は不要。

③学費・諸会費内訳 前期	
授業料	544,500 円
教育充実費	156,000 円
理工学部実験実習費	45,000 円
父母の会会費	12,000 円
合計	757,500 円

領収書事例 ～インターネット振込分～（修学旅行代を学校からの指示に基づき業者に振り込む場合）

インターネット振込完了時画面

お振込

お振込を受け付けました。
 なお、振込人名相違などにより、お振込先金融機関での入金手続きができない場合は、お客さまの口座にお振込金額（振込）

お振込口座を登録

次へ

■受付番号

※お問い合わせの際には受付番号

■お引出口座情報

店名 丸の内支店
 取引種類 普通
 口座番号 7654321
 依頼人名 ④123 モンブ ユウコ

■お振込先口座情報

振込先金融機関 ○○○○○銀行
 店名 青山支店
 取引種類 普通
 口座番号 1231234
 受取人名 ⑤△△ツアー(カ)トウキョウキョウイクリョコウシテン
 お振込金額 ②61,000円
 振込指定日 ①2013/9/17
 住所 東京都港区××1-2-3
 ※お振込先のお振込の場合も、お引き落としは

④支払者（宛名）

原則受贈者名。ただし、保護者等の名義での発行は可。
 名字の記載だけでも可。（注：兄弟の教育費をまとめて記載している等、一人あたりの教育費の金額が不明確な場合は、誰の分の教育費が分かるよう、フルネームでの記載が必要。）

①～⑥の記入もれがないか確認

記入がない場合(③⑥)は補足資料の提出が必要。
 ⑥については、住所を受贈者自身が記載し、受贈者が署名又は押印をすることにより、補記することでも可。
 ※学校等以外の場合、住所の記載は必須。

①	支払日付
②	金額
③	摘要(支払内容)
④	支払者(宛名)
⑤	支払先の氏名(名称)
⑥	支払先の住所(所在地)

振込内容

学校からの振込依頼内容と一致しているか確認。

第1学年 保護者 各位

②金額

振込内容とインターネット振込完了時画面の内容が一致しているか確認。

平成25年9月吉日

○大学高等学院中学部

拝啓 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
 ご旅行代金につきまして、下記の方法により、入金をいただきますようお願い申し上げます。

敬具

弊社銀行口座へのお振込について

お振込金額は、総旅行費 ②61,000円になります。
 お支払いにつきましては、9月9日(月)～9月20日(金)の間に、お手続きをお願い致します。

お振込の際のお願い事項

- * 生徒様のお名前にて、お振込ください。
- * 生徒様のお名前の前に、クラスの番号と出席番号を3桁の数字にて入れてください。
 例：1組1番 スズキ タロウ ⇒ 11スズキ タロウ

振込口座は、下記の通りです

○○○○銀行 青山支店 普通預金口座 1231234
 △△△ツアー株式会社 東京教育旅行支店
 TEL 03-1234-1234
 住所 東京都港区××1-2-3
 * 恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

振込内容

振込完了画面の内容と一致しているか確認。

※お振込金受取書をもって当社の領収書に代えさせていただきます。

ご旅行のキャンセル料は下記の通りです

※旅行会社あての振込であるが学校行事として催行する修学旅行のため、500万円を上限とした非課税対象分の支払となる。

3. 口座振替～学校等への支払の場合～

※これは、要件を満たしているかどうかの確認のために具体的に例を示したものであって、様式を限定するものではありません。

【提出書類】

- ・引落口座の通帳コピー
- ・口座振替依頼書又は学校等の書面

④支払者(宛名)

原則受贈者名。ただし、保護者等の名義での発行は可。名字の記載だけでも可。(注：兄弟の教育費をまとめて記載している等、一人あたりの教育費の金額が不明確な場合は、誰の分の教育費が分かるよう、誰の分の教育費が分かるような引落依頼文書等が必要。)

総合口座通帳

☆○△□ 銀行

④ 文部 花子 様

店番

〇〇〇

口座番号

〇〇〇〇〇〇〇〇

普通預金 3

日付	摘要	お支払金額	お預かり金額	差引残高
2013/5/27	口座振替	60,090	〇〇ちか ッカガ 死	122,244

①支払日付

②金額

学校等が発行した引落依頼文書

③支払内容

通帳の引き落としコメントと同じ学校であること。

振替月、振替金額、摘要の内訳に該当しない費目がないことを確認。

2013年度 学費納入通知書

⑤ 〇〇中学校

中学3年の各月の自動振替金額は次の通りです。

月	振替金額	内 訳					
		授業料	施設費	冷暖房費	旅行積立	生徒会費	教材費
4	90,090	41,000	15,000	1,100	2,600	390	30,000
5	60,090	41,000	15,000	1,100	2,600	390	
6	60,090	41,000	15,000	1,100	2,600	390	

毎月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に指定口座より自動振替となります。引落しになると、預金通帳には「〇〇ちか ッカガ 死」と印字されます。

⑥支払先の住所（所在地）

- ・支払先が学校等の場合、住所（所在地）がなくても補記は不要。
- ・支払先が学校等以外の場合、住所（所在地）は必須。

4. クレジット支払（習い事への支払の場合）

※これは、要件を満たしているかどうかの確認のために具体的に例を示したものであって、様式を限定するものではありません。

【提出書類】

- ・クレジットカードの利用明細（WEBの場合はWEBの利用明細画面を印刷した書面）
- ・引落口座の通帳コピー（引落状況を確認するために必ず徴求）

ご利用明細書		2013年 7月 5日 本明細は、締切日(毎月〇日)までに当社にて売上が確認できたご利用分から作成しております。		ご利用カード A〇〇〇〇カード	
				会員番号 9876-5432-1098-7×××	
				ご利用可能枠 利率(実質年率)	
お支払日		2013年7月5日		ショッピング 100万円	
ご請求金額		B123,000円		内訳 分割払い 100万円 10.25%~12.75%	
お支払指定口座	金融機関名	〇〇銀行		リボ 100万円 15.00%	
	支店名	××支店		キャッシング 30万円	
	科目・口座	普通預金 C1234567		内訳 1回払い 25万円 18.00%	
	口座名義	④文部 花子		リボ 30万円 18.00%	
ご入金は余裕をもって前日(金融機関営業日)までにお願いたします。					
ご利用日	ご利用店	ご利用金額	今回のお支払金額	備考	
	*****ショッピング利用*****				
1回払い					
13. 5. 14	〇〇レストラン	23,000	23,000		
① 13. 5. 20	⑤△ピアノ教室 ③レッスン料6月分	②20,000	20,000		
13. 5. 30	×××トラベル	80,000	80,000		

⑤支払先の氏名(名称) ⑥支払先の住所(所在地)

クレジットカードの利用明細に支払先の所在地の記載はない場合、住所を受贈者自身が記載し、受贈者が署名又は押印することにより補記するか、支払先の所在地のわかる資料（例：塾のHPの住所ページなど）を添付する。
※学校等以外の場合、住所（所在地）は必須。

③摘要(支払内容)

支払内容が確認できること。できない場合支払内容がわかる文書を併せて提出することも可。

お取引内容	お支払金額(円)	お預り金額(円)	残高
25-06-30:〇×電力	5,600		*344,400
25-07-02:デンワ	7,600		*336,800
25-07-05:A〇〇〇〇カード	B123,000		*213,800

総合口座通帳

取扱店番 123 口座番号1234567

④文部 花子 様

通帳表紙

クレジット利用明細に記載されている請求内容が指定口座より引き落とされていることを確認する。

また、①支払日付 ②金額 ③摘要(支払内容) ⑤支払先の氏名(名称) ⑥支払先の住所(所在地)に漏れないか確認。

④支払者(宛名)

原則受贈者名。ただし、保護者等の名義での発行は可。名字の記載だけでも可。
(注：兄弟の教育費をまとめて記載している等、一人あたりの教育費の金額が不明確な場合は、誰の分の教育費か分かるような引落依頼文書等が別途必要。)

5. 月謝袋（習い事への支払の場合）

※これは、要件を満たしているかどうかの確認のために具体的に例を示したものであって、様式を限定するものではありません。

【提出書類】

- ・月謝袋

④支払者（宛名）

原則受贈者名。ただし、保護者等の名義での発行は可。名字の記載だけでも可。（注：兄弟の教育費をまとめて記載している等、一人あたりの教育費の金額が不明確な場合は、誰の分の教育費が分かるよう、受贈者のフルネームでの記載が必要。）

平成〇〇年

月謝袋

④ 文部 花子 様

②金額

①支払日付

何年分か判断するため、記入必須。

支払月	支払日	金額	領収印
1	1/10	¥15,000	印
2	2/10	¥15,000	印
3	3/11	¥15,000	印
4	4/10	¥15,000	印
5	5/11	¥15,000	印
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			

③摘要（支払内容）

支払内容の確認ができること。
記載漏れがあった場合には、支払先が補記し、押印する。又は支払内容が記載された資料を添付することでも可。

ピアノレッスン料

（先生の住所）千代田霞が関3-2-2

（先生の名前）〇〇 〇〇子

⑤支払先の氏名（名称）

⑥支払先の住所（所在地）

支払先の氏名又は名称、住所又は所在地の記載があるか。

住所の記載漏れがあった場合には、受贈者が補記し、署名又は押印することも可。又は支払先住所が記載された資料を添付することでも可。
※学校等以外の場合、住所（所在地）は必須。

非課税対象支払先一覧

【学校等】

支払先	備考欄
幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校	
大学，大学院	
高等専門学校	
専修学校，各種学校	
保育所，保育所に類する施設（※），認定こども園	<p>※印は真体的には，一定以上の質が担保されている保育所に類する施設</p> <p>①障害児通所支援事業（児童発達支援を行う事業に限る。）が行われる施設 ②家庭的保育事業（いわゆる「保育ママ」），小規模保育事業，居宅訪問型保育事業，事業所内保育事業に係る施設 ③児童の保育に関する事業であって市区町村が必要と認めるものが行われる施設（例：東京都の認証保育所，横浜市の横浜保育室，へき地保育所） ④届出を行っている認可外保育施設であって，文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事項に該当するもの（具体的には，認可外保育施設のうち，都道府県知事，指定都市市長及び中核市市長から認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設）</p>
外国の教育施設のうち一定のもの	<p>[外国にあるもの] ① その国の学校教育制度に位置づけられている学校 ② 日本の小学校，中学校又は高等学校と同等であると文部科学大臣が認定したもの （日本人学校，私立在外教育施設） [国内にあるもの] ③ インターナショナルスクール（国際的な認証機関に認証されたもの）※インターナショナルスクールには各種学校の認可を受けているものもある。 ④ 国内にある外国の教育施設で，日本の学校への入学資格が得られるもの（外国人学校（文部科学大臣が高校相当として示したもの），外国大学の日本校） ⑤ 国際連合大学</p>
水産大学校，海技教育機構の施設（海技大学校，海上技術短期大学校，海上技術学校），航空大学校，国立国際医療研究センターの施設（国立看護大学校）	
職業能力開発総合大学校，職業能力開発大学校（※），職業能力開発短期大学校（※），職業能力開発校（※），職業能力開発促進センター（※），障害者職業能力開発校	※印の施設は，国・地方公共団体・職業能力開発促進法に規定する職業訓練法人が設置するものに限る

【学校等以外】

学習（学習塾・家庭教師，そろばん，英会話教室，パソコン教室，ビジネススクールなど）
スポーツ（スイミングスクール，ゴルフスクール，テニススクール，野球チームでの指導など）
文化芸術活動（ピアノ等の音楽教室，絵画教室，バレエ教室，料理教室など）
教養の向上のための活動（習字教室，茶道教室，華道教室，料理教室など）

費目一覧

※紙幅の都合上、全ての費目を網羅的に記載してある訳ではございません。必ずQ&A等も併せてを御覧ください。

《学校等における教育に関する費用》

（※）業者に支払った場合であって、学校等における教育に伴って必要であり、学校等が書面で業者を通じての購入や支払を依頼している場合
注：入学金や授業料等、支払先が業者になることが想定されないものは“－”と記載しています。

費目	非課税枠				備考	
	支払先が学校		支払先が業者			
	1,500万円	Q&A	500万円	Q&A		
あ行	上履き	○	Q2-2-1	○※	Q3-1□	成長に伴う買換えは学校からの書面があれば対象。
	遠足費	○	Q2-2-1	○※	Q3-1□	
	延長保育料（保育所等に支払う費用）	○	Q4-2-5	---	---	
か行	学用品代	○	Q2-2-1	○※	Q2-2-2 Q2-2-5 Q3-1□	
	学生教育研究災害傷害保険（日本国際教育支援協会）	○	Q2-2-1 Q4-3-3	---	---	
	学研災付帯賠償責任保険（日本国際教育支援協会）	○	Q2-2-1 Q4-3-3	---	---	学研災付帯学生生活総合保険は対象外。
	学級会費	○	Q2-2-1	---	---	
	学校債	×	Q2-2-1	---	---	
	学校への寄附金	×	Q4-5-1	×	---	入学決定後に募集のあったもので入学者に対して募集される寄附金は対象。
	教育充実費	○	Q2-2-1	---	---	
	教科書	○	Q2-2-1	○※	Q2-2-2 Q3-1□ Q5-14	
	教材代	○	Q2-2-1 Q2-2-4	○※	Q2-2-2 Q3-1□ Q4-7-3	
	給食費（学校給食費）	○	Q2-2-1 Q2-2-4	○※	Q2-2-2 Q3-1□	大学生協支払の学食は対象外。
	休日保育料	○	Q4-2-5	---	---	
	健康診断料	○	Q4-3-1	○※	Q4-3-1	
	校外活動費	○	Q2-2-1	○※	Q3-1□	
	校友会費	×	Q4-5-2	×	Q4-5-2	校友会の会費は同窓会と同様、対象外。
	交通費（通学定期券以外の交通費・通学自転車・電子マネーのチャージ代等）	×	Q4-6-2	×	Q4-6-2	
	公開講座の料金（学校の正規課程以外、大学の公開講座、サテライト講座など）	○	Q4-2-4	---	---	
	語学研修旅行	○	留Q1-0~	○※	留Q1-0~	内訳が必要となる場合あり。
さ行	在籍料（休学する場合に払う費用。休学費。）	○	Q4-4-2	---	Q4-4-2	
	サマースクール	○	留Q1-3	○※	留Q1-3	内訳が必要となる場合あり。
	雑費、諸費	○	Q4-8-3	○※	Q4-8-3	学校等以外の者に対する支払の場合は、何の費用かわかるよう、詳細の記載が必要。
	施設設備費	○	Q2-2-1	○※	Q3-1□	
	自然教室等の校外活動費	○	Q2-2-1	○※	Q3-1□	
	修学旅行費・修学旅行の積立金	○	Q2-2-1 Q4-8-2	○※	Q2-2-2 Q3-1□ Q3-3 Q4-8-2	
	授業料、保育料	○	Q2-2-1 Q2-2-3 Q2-2-4	---	---	
	受験料（大学入試センター試験含む）	○	Q2-2-1 Q4-1-1 Q4-1-2	---	Q3-1□	
	奨学金の返還金	×	Q4-4-1	×	Q4-4-1	
	スクールバスの代金	○	Q3-4 Q4-6-2	×	Q3-4 Q4-6-2	学校等への直接支払若しくは業者から通学定期券を購入している場合に限る。
	制服代	○	Q2-2-1	○※	Q3-1□	成長に伴う買換えは学校からの書面があれば対象。 修繕代は対象外。
	生徒会費	○	Q2-2-1	---	---	
	卒業アルバム代、卒業写真	○	Q2-2-1	○※	Q3-1□	
	卒業時のパーティ・謝恩会（学校で行事として行われるもの）+寄贈品	○	Q4-8-4	○※	Q4-8-4	行事として学校が関与している、生徒が一律支払うものであれば可（例えば友人同士で催すようなものは不可）。 保護者の参加費は対象外。

費目	非課税枠				備考	
	支払先が学校		支払先が業者			
	1,500万円	Q&A	500万円	Q&A		
た行	体操着（ジャージ代を含む）	○	Q2-2-1	○※	Q3-1□	成長に伴う買換えは学校からの書面があれば対象。 修繕代は対象外。
	誕生会費（幼稚園や保育園が行事として開催するもの）	○	Q2-2-1	---	---	
	通学かばん	○	Q2-2-1	○※	Q3-1□	
	同窓会費	×	Q4-5-2	×	Q4-5-2	同窓会費は教育のために直接支払われる金銭といえないため対象外。
	同好会の費用(小・中・高・中等教育学校・特別支援学校)	○	Q4-2-1	○※	Q4-2-1	「A高校」「A高校B部」の名義で領収書等が発行されるもの。
	同好会の費用(大学・専修学校・各種学校等)	×	Q4-2-1	○	Q4-2-1	塾・習い事等の扱いとなる。 指導の対価（指導者への月謝、謝礼等）、施設使用料、物品の購入費。 指導者の名義で領収書が発行されるもの、又は「A大学B部」の名義で、摘要に「指導者Cコーチへの指導料」などと指導者の名があるものに限る（業者支払不可）。
	通学定期券代	○	Q3-4	○	Q3-4	
な行	日本スポーツ振興センター災害共済給付の共済掛金	○	Q2-2-1 Q4-3-3	---	---	条例等で支払先として地方自治体が指定されている場合は地方自治体へ支払う場合も対象。
	入学金、入園料	○	Q2-2-1 Q4-1-1	---	---	
	入学検定料	○	Q2-2-1 Q4-1-1	---	---	
	入学願書	×	Q4-1-1	---	---	
は行	引落手数料	×	Q4-8-6	×	Q4-8-6	
	非常用飲料・食料	○	Q2-2-1	○※	Q3-1□	
	PTA会費（父母と教師の会・父母の会・保護者会・後援会・後援会積立金・教育振興会・育友会・P P A会を含む）	○	Q2-2-1 Q4-5-2	---	---	「A高校PTA会」への支払は、「A高校」への支払とみなす。
	振込手数料	×	Q2-2-1 Q4-8-6	×	Q4-8-6	
	部活動の費用(小・中・高・中等教育学校・特別支援学校)	○	Q4-2-1	○※	Q4-2-1	「A高校」「A高校B部」の名義で領収書等が発行されるもの。
	部活動の費用(大学・専修学校・各種学校等)	×	Q4-2-1	○	Q4-2-1	塾・習い事等の扱いとなる。 指導の対価（指導者への月謝、謝礼等）、施設使用料、物品の購入費。 指導者の名義で領収書が発行されるもの、又は「A大学B部」の名義で、摘要に「指導者Cコーチへの指導料」などと指導者の名があるものに限る（業者支払不可）。
	副教材費	○	Q2-2-1	○※	Q3-1□	
	保育所一時預かりの費用	○	Q4-2-5	---	---	
	保育料（主食費・おやつ代・送迎料等含む）	○	Q2-2-1 Q2-2-3 Q2-2-4	---	---	保育に関する費目については、認可保育所、認可外保育施設等によってその取扱いが異なり、施設によっては徴収していない費用もあり。 条例等で支払先として地方自治体が指定されている場合は地方自治体へ支払う場合も対象。
	保育を受けるために必要な費用（予約料・年会費・登録料他）	○	Q2-2-1 Q2-2-3 Q2-2-4	---	---	保育に関する費目については、認可保育所、認可外保育施設等によってその取扱いが異なり、施設によっては徴収していない費用もあり。 条例等で支払先として地方自治体が指定されている場合は地方自治体へ支払う場合も対象。
ま行	土産代（語学留学の指導先に対するもの等）	×	---	×	---	
	模擬試験代	○	Q2-2-1	○	Q3-1□	
や行	予防接種	×	Q4-3-2	×	Q4-3-2	原則として対象外であるが、学校等の授業やカリキュラムの一環として必要な場合（例：大学の実習で予防接種や抗体検査が必要な場合）は可。
ら行	ランドセル代	---	---	○※	Q4-8-1	学校等から事前に書面が出ていて、それに基づいて購入した場合は対象。
	寮費（国内）	○	Q2-2-1 Q4-6-1	×	---	学校等への直接支払に限る。
	留学費用（授業料等）	○	留Q1-0～	○※	留Q1-0～	
	留学費用（渡航費。空港使用料・燃料サーチャージを含む）	○	留Q2-1～	○	留Q2-1～	業者支払の場合でカリキュラムの一環でない場合は、渡航先で「学校等」にあたる機関に就学する場合に限る。
	留学費用（宿泊費）	×	留Q4-1	×	留Q4-1	原則として対象外であるが、学校等の授業やカリキュラムの一環として留学が組み込まれている場合は可。
	留学費用（保険料）	×	留Q1-0～	×	留Q1-0～	原則として対象外であるが、学校等の授業やカリキュラムの一環として留学が組み込まれている場合は可。
	林間学校	○	Q2-2-1	○※	Q3-1□	

◀塾や習い事等の学校等以外における教育に関する費用▶ 業者を通じた支払は不可

		非課税枠				備考
		支払先が学校等		支払先が塾や習い事等の主体		
		1,500万円	Q & A	500万円	Q & A	
あ行	遠征費用	---	---	○	Q3-1イ Q4-7-1 Q4-7-2	
	運転免許試験受験料	---	---	○	Q4-7-5	
か行	学位審査申請料（（独）大学改革支援・学位授与機構に支払うもの）	---	---	○	Q4-1-3	
	学童保育料	---	---	○	Q4-2-6	
	学童保育におけるおやつ代	---	---	○	Q4-2-6	
	楽器代、楽譜代	---	---	○	Q3-1イ	教育の主体や指導を行う者の名で領収書が発行されるもの。
	楽器修理代、調律代	---	---	○	Q3-1イ	音楽教室など教育の主体や指導を行う者に直接支払う修理代に限る。
	合宿代	---	---	○	Q4-7-2	
	家庭教師の紹介料・交通費	---	---	○	Q3-1イ Q4-7-1	授業料等、指導の対価の支払先と紹介料の支払先が異なる場合は、両者の関係性が確認できないため、対象外。
	キャンプ等の体験活動費（ボーイスカウトやガールスカウトでの活動）	---	---	○	Q3-1イ Q4-7-1	
	教科書	---	---	○	Q3-1イ Q4-7-3	教育の主体や指導を行う者の名で領収書が発行されるもの。
	教材費	---	---	○	Q3-1イ Q4-7-3	教育の主体や指導を行う者の名で領収書が発行されるもの。
	月謝	---	---	○	Q3-1イ Q4-2-1	
	体会費（塾や習い事（文化芸術、スポーツ等）の体会費）	---	---	○	Q4-4-2	
	体会費（スポーツジムでスポーツの指導を受けている場合の体会費）	---	---	○	Q4-4-2	
	体会費（スポーツジムで施設だけ利用（例：自分で筋トレだけやっている） していても指導を受けていない場合の体会費）	---	---	×	Q4-4-2	
	高等学校卒業程度認定試験の受験料	---	---	○	Q4-1-3	
さ行	参加費（大会やコンクールなど）	---	---	○	Q4-7-6	指導を行う者の名で領収書が発行されるもの。
	算数オリンピックの参加料	---	---	○	Q4-7-1	
	資格試験の受験料	---	---	○	Q4-7-1	
	指導料	---	---	○	Q3-1イ Q4-7-1	
	謝礼	---	---	○	Q3-1イ Q4-2-1	
	施設使用料	---	---	○	Q3-1イ Q4-2-1	
	塾の教室費	---	---	○	Q3-1イ	
	塾のセーフティメール使用料（塾生の安全確認のための通信費用）	---	---	○	Q3-1イ	
	塾の通室情報サービス（塾生の通室を確認するための通信費用）	---	---	○	Q3-1イ	
	スポーツジムの費用（コーチ指導など指導に対する対価であれば対象）	---	---	○	Q4-7-4	単なる施設の利用は対象外。
	スクールバスの費用（塾、スイミングスクール等）	---	---	○	Q4-6-2	塾、スイミングスクール等への直接支払に限る。
た行	体験学習	---	---	○	Q3-1イ Q4-7-1	
	TOEIC、TOEFLの検定料	---	---	○	Q4-7-1	
	通信教育費	---	---	○	Q4-7-1 Q4-7-3	
な行	入会金	---	---	○	Q3-1イ	
	入学願書	---	---	×	Q3-1イ	
は行	副教材費	---	---	○	Q3-1イ	教育の主体や指導を行う者の名で領収書が発行されるもの。
	物品の費用（活動で使用する）	---	---	○	Q3-1イ	教育の主体や指導を行う者の名で領収書が発行されるもの。
	放課後児童クラブ、放課後子供教室、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援に要する経費	---	---	○	Q4-2-6	